

平成29年度第1回岩手県動物愛護推進協議会議事録

○ 開催日時及び場所

日時 平成29年6月28日（水）13：30～15：00 岩手県民会館 第2会議室

○ 出席者の氏名

1 委員

佐々木一弥委員、新屋映子委員、下机都美子委員、吉川繁行委員、鈴子真佐美委員、小倉雅美委員、山下央子委員、高田孝一委員、高橋剛英委員、佐藤れえ子委員、佐藤圭委員、高瀬政広委員、福岡喜久子委員

2 オブザーバー

阿部主査獣医師（盛岡）、藤原上席獣医師（県南）、高橋主査獣医師（一関）、平野上席獣医師（大船渡）、佐藤上席獣医師（沿岸）、佐々木獣医師（宮古）、松舘主査獣医師（県北）、遠藤主査獣医師（二戸）

2 事務局

田中耕平参事兼県民くらしの安全課総括課長、高橋孝嗣食の安全安心課長、千葉正主任主査、佐藤主任

○ 議事の概要

1 開会

2 あいさつ、委員等紹介

田中参事兼県民くらしの安全課総括課長が挨拶を述べた。

3 議事

（1）会長の選任

佐々木一弥委員が会長に選任された。

佐々木会長が挨拶を述べた。

（2）動物愛護推進ボランティア活動の活性化について

○事務局から資料1について説明した。

【主な質疑、意見等】

○佐々木会長：只今事務局から説明がありました。動物愛護推進ボランティア活動の活性化について確認のご質問あるいはご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

○下机委員：この人数ですが、ボランティアの活動の推薦されているボランティアの数にずいぶん幅があるということと、盛岡市は県央に入るのか、それとも盛岡市は別にボランティアの制度がありましたでしょうか。

○佐藤主任：盛岡市の方については県央に入っています。

○下机委員：活動も一緒ということですね。

例えば、当会のボランティアさん達から組織の活動と個人の活動の区別がつきにくく、どのように報告したらいいかということをよく言われていて、うちから推薦されている全員が重複して書くわけにもいきませんし、地域はバラバラに推薦はしているのですが、そういう点では地域でやる分についてはその地域で推薦された方が把握した方がいいのかなと思っております。

また、ボランティアさんが何をしたらいいのかというのが相変わらず多くて、今後は後の議題として愛護センターができれば地域の人の協力もこれまで以上に必要だと思うので、せっかくボランティアになった方達が、9月の動物愛護週間のときのだけの活動が結構多かったりするんで、年に一回でも二回でも一堂に会して意見交流等を計画して、地域に先生方もいっぱいいらっしゃるので、行政と一体になって集まる機会を誘導していただけたらいいのかなと思ってます。

○鈴子委員：今、当会では2人ボランティアに登録しているのですが、他にもボランティアをしたいというような希望を持っている人が何人かいらっしやいまして、ボランティアに定員はあるのでしょうか。もっと推薦をして数を増やしたいと思っているのですが。

○佐藤主任：今回の任期は本来であれば48名程度を予定していたのですが、ご推薦いただいたのが45名ということで、もうすこし増やしていきたいので、もし意欲があって活動していただける方がいらっしゃるのであれば、事務局にお声かけていただければと思いますので宜しくお願いいたします。

(3) 第2次岩手県動物愛護管理推進計画の進捗状況について

○事務局から資料2及び3に基づき説明した。

【主な質疑、意見等】

○下机委員：今回は事前に資料を送付いただきまして目を通して出席できることに感謝したいと思います。まず、前回も前々回も申し上げた記憶あるのですが、法律が変わって行政で引き取る時に論じて、丁寧に対応して適正に飼ってくれるように指導する、そしてみんな理解して帰っていくとのことですが、みんな諭されてそのまま飼っているかどうかの事後調査をしてほしいと思ってます。なぜかという、大抵はという、語弊があるかもしれませんが、悩みが解決しているわけではなくて更に深刻化をしている。例えば、猫が飼えなくなった、お金もない、自分の食べるものも精一杯という人が、たとえ適正に避妊して飼ってください、家の中で飼ってくださいと言われても、それが出来ないから問題が発生していて、一年後に倍、3倍になってまたもっと大きな問題になっている。

結果的にはそれが家族の崩壊等、色々なことに繋がっている。

それで、今回も資料の数字をみると引き取り数があまりにも少なすぎるし、振興

局毎のばらつきも気になる。

また、「説諭数」という言葉で書かれていて、拒否というか、もう飼えないと言った人がいないと数字上書かれているが、行政が知らないだけで周りがどれだけすごいことになっているか。例えば、当会で関わっている猫の多頭飼育の崩壊等の相談件数は、まだ継続中も含めて県内に23件にあって2百何頭引き取っている。それが犬も含めてある。行政にもっと早く相談がすれぱと思うのだが、「行政にも相談しましたか」と聞くと「しました」とおっしゃるし、「適正な飼育をするようにと言われたんだけど」と必ず付く。

ですから、少ない数の時に引き取るのもやむを得ない場合もあると私は思うことでもある。また新しい命が生まれてそれが倍化して増えていくわけですから。今、避妊の手術費用を捻出できない家庭は多いと思います。補助金出すというのは別としても、食い止める手段は早目に欲しいし、お忙しいとは思いますが、その後飼養の調査もお願いしたい。

また、転勤で次の部署に行ったときに「前の方に相談しました」というのが結構行政の中では多いと思います。一人や二人という少ない人数の獣医さんのなかで一つの行政というのは大変なことは百も承知の上ですが、そこも含めてお願いしたい。

それで、当会でも、最初の段階で相談いただければ、「治療費は払っておくから月賦でいいよ」と言ったり、年金入ったときに1,000円、2,000円を払う人も沢山います。そういう手立ても、行政と一緒に出来ると思うのです。情報が入るのがもっと早ければと思うことがいっぱいあるので、そういうことではぜひ協力して頂きたい。

それと、2,000円の引取手数料の問題ですが、2,000円が払えない為に引き取れないって言うことがいっぱいあるはず。明日の暮らしが無い人に、一匹2,000円で20匹って言ったら4万円です。それをお支払いできなければアドバイスのしようもないようなところがあると思うのです。ですから、そういう生活苦の方には例外を検討していただきたい。

何年か前に引取手数料を有料にするときにも十分に論議しましたし、この協議会でも議論しましたが、私達は徴収した引取手数料使って避妊・去勢等に予算がいけばいいなという思いもあったのですが、一般財政に入るとそういうわけにもいかないと思う。現場の人たちが一番知っていると思うので、ぜひそこにメスをいれていただきたいと思っております。

皆さんの見えないところに問題がいっぱいあります。たとえば刑事事件を起こして刑務所に入所し、生きた動物はどうするかと言われても行政では手が出せないうですし、あとは精神的な問題ですごい状態になっているご家庭も山ほどあります。そういうのも、ボランティアさんの力を借りて、なんとかお願いしたい

と思っております。

- 新屋委員：今、下机委員の話を聴いて思ったのですが、出張で犬のしつけに行きますと、猫に餌をやっている人がいるのですが、その家はいつも猫に餌をやっている、どんどん子猫が生まれてくる。「猫に餌をやっては駄目ですよ」という行政的な話はするのですが、「私の猫じゃない」と。それで、どんどん子猫が生まれて、メスも何頭かいて、またお腹が大きくなっているのが分かる。また「自分の猫じゃない」とその方は言うのですが、決まって毎回毎回ごはんをやっているんですよ。

そういう方に例えば私達みたいな全然関わりの無い人が、どのように指導していったらいいのか、どこに相談して欲しいかと言ったらいいのか悩みます。保健所に行って欲しいとか、こうやって欲しいとか、獣医さんで避妊もしてくれますよという話もするのですが、「うちの猫ではない」と頑張る。

- 高橋課長：大変困った問題だと思います。今の問題意識の中から活動されてきた方々が非常にたくさんいらっしゃると思いますし、行政もそこにどうやって関わっていったらいいのかというのは様々な取組をしている状況であると思います。

今、問題意識を持っていただいた部分については、ここを何とかしないと、今まで努力して下げてきた殺処分率を、さらに下げることが出来ないのだろうと思います。盛岡市さんから、ノウハウの部分について、お話をしていただければと思います。

- 佐藤（圭）委員：今の例のような事例が沢山あるのですが、基本的にはなんとかその地区・地域の中で解決を図っていただくというのを第一に考えます。

必ずそのような場合にはその猫によって被害を受けている方がいらっしゃると思うんですね。その方々とその地区の町内会が相談していただいて、どうやっていこうかっていうのを地区で考えていただきたい。そのようにお答えしております。

上手くいった場合は、我々の説得に応じてくれれば地域猫事業のほうに誘導していくのですが、まずは地区の中で何とかできないのかというのを相談していただくといった形にしております。正解はないです。色々な状況があって、ケースバイケースで、基本的には地区のことは地区で考えていただく。そのための自治会というのがありますので、町内会長さんにご相談いただくとかそういったことも必要なことかなと思っております。

- 佐々木会長：新屋さんの質問は、いわゆる地域猫ではない、でも地域猫と野良猫の間みたいなところがあるので、非常に困っている、地域猫となれば、これはまたいろんな事業制度の対応の仕方もあろうかと思えます。でも、そうとも言い切れないところが一番難しいのではないかと思います。

- 下机委員：先日、奥州市の町内会長さんか民生委員さんが相談に来て、その方は地域猫

が進歩している東京の町田から引っ越してきたようなのですが、その方が、「いや、びっくりしました、こっちでこういうのやると思わなかった」と驚いていて、その方がこの地域の人を集めて話をして、地域猫のように行政は入らなかったのですが、頑張って盛岡まで連れて来て避妊をして、戻して、「こういう風に東京はやってるよ」というのを見せてくれて、「お金どうしますか」と言ったら、「町内で廃品回収とか、フリーマーケットとかしてやります」とおっしゃっていて、進んだところからみれば当たり前のことが、岩手でもやっていただければいいなとは思っています。

ただ、その事例では規模が4、5匹だったのではななかつたのですが、これが20匹となると、問題がさらに大きくなる。地域の美化に意識が高い人達が住んでいるある地域では、いっぱい飼っている人と、それからただ餌をやっているおばあちゃんと、地域住民の間で、大喧嘩の会議になったという話もありました。ただ、そこからのスタートで、みんなの問題にしていくと、時間は掛かるが、なんとかしなくてはという風に広がるのではないかと思います。

そういうケースでは、子猫とかお腹の大きいのは最優先で避妊して、子猫は引き取っていかないとなかなか難しいので、大きいのと、オスは一切手をつけないほうがいいよというアドバイスします。予算もそうですけど、テリトリーの問題もあるので。メスのお腹の大きい猫を、いろいろ賛否両論あるかもしれないですが、中絶をしてあげて、それから子猫はそこで保護して、譲渡の方向に持って言って、成猫のまだ大きくない個体は順番見ながら避妊しましょうという流れを整理してあげるとやる気もでるだろうし、住民の理解も得られるのではないかと思います。嫌いな人も半分もいますので結構大騒ぎになっているみたいです。

餌をあげるだけの人には、「飼い主として裁判にもなって負けているし大変なことだよ」と、少し脅迫めいて言うことにしています。そうじゃないと良い事をしていると思っている方も多いので。いろいろパターンはあると思います。

○高橋課長：現場でいろいろな苦情を受けたときに、町内会長にご挨拶に行って、なんとかしてもらったというケースがあるのですが、やはり地域の問題というのがありまして、そういう意識は今まであまりなかったんですね。だからその事象に対して注意して止めさせるっていうのは解決にならない訳で、盛岡市さんやここにいらっしゃる団体さんの良い事例を少しずつ増やして、地道に活動していくのがいいのだろうなと思います。ここでみなさんと情報共有できたことが次に繋がると思っておりますので、よろしくお願い致します。

○佐藤（れ）委員：中間目標、計画目標の立て方について質問させていただきたいのですが、この資料3の犬の返還率・猫の譲渡率は、28年度は猫の譲渡率が上がって、24年に始まった時に4.1%だったのが45.8%になっている。24年ペースで考えたので平成30年は6パーセントで目標達成率8パーセントなのですが、どのように考えていったらいいのでしょうか。

○高橋課長：この何年間かで、社会情勢や動物愛護管理に関する数値も含めまして劇的な変化があったと思います。少なくとも猫については何千頭も入り、それをどうしようもなくして殺処分してきたという長い歴史がございます。それを様々な団体さんに手伝っていただきながら、譲渡を増やそうということで24年度当初は、これが限界だろうという発想での目標値だったのですが、今は状況が変わっていますので、少なくとも来年度の間データの改正の時にもう少し整理をさせていただいて、もっと高い目標に変えるということが想定されます。

○鈴子委員：犬猫もなんですが、殺処分頭数の譲渡不適やその他の殺処分というものを、具体的な理由がもし分かれば、その部分で数を減らしていけると思うのですが、理由を教えてくださいませんか。

○佐藤主任：資料の4ページの犬、6ページの猫にも殺処分頭数の内訳が書いてあります。

譲渡不適というのは治療をしても治る見込みのないような病気の動物であったり、伝染性の病気に罹っていたり、あとは咬み癖があって人に慣れない、もしくは新しい飼い主に譲渡したとしても咬傷事故を起こしたりしてしまうような攻撃性があるで、そういう動物を譲渡不適として殺処分をしたという数になっております。

その他としては、そこまでの重度なものでなくとも、軽い疾病ですとか、病気や怪我、先天性の疾患を持っていたり、またはかなり高齢のものだったり、大型だったり、人に慣れないなどで、なかなか希望者が現れないというようなものについてやむをえず殺処分をしたという数になります。

引き取り後の死亡というのは、もともと負傷動物などで怪我をして入ってきたりするものや、老衰など高齢で死んでしまった、幼齢で目が開かないような個体で死亡してしまったものが含まれます。

○下机委員：前は目が開かない幼齢の子犬が譲渡不適に入っていたのですが、今回それは入っていなかったもので、犬の幼齢についてはこれだけボランティアの登録があるので、抑留期限があったとしても一時的に預かり依頼はぜひ声をかけて頂きたいと思います。法律で拾ったものだから等、色々な枠があるのは分りますが、命を救う、殺処分数を減らす、譲渡数を増やすというのは、みんなの努力の中で成り立っているもので、小さい子をそのまま譲渡でもいいんですけど、頑張っ
て育てていきたいと思っていますので、遠慮しないでやっていただきたいなと思っています。

それから、中部保健所さんの譲渡率のすばらしさ、たとえばなかなか進まなくて困っている他の公所の参考になると思います。猫で82.4パーセントの譲渡率というのは、引取りが少ないにしてもすごいことだと思いますので、ボランティアさんにたくさん依頼している、職員が一生懸命持って帰っている等、何か理由が

あれば教えて頂きたいです。

ただ、犬について引き取り頭数が中部はゼロですが、花巻管内から犬の引取依頼が圧倒的に多いのです。説得してだめで、こっちに来るのかなと思う節もあるのですが、猫については素晴らしいので、良いところは学びつつやっていきたいなど思っているのです、ぜひ今日、いらしていただければ教えて頂きたいです。

○高橋課長：本日、中部保健所欠席になっております。次に七十何パーセントで釜石が高い譲渡率になっていますので、取組みの説明をお願いします。

○佐藤上席獣医師（釜石）：私も4月から釜石に赴任したばかりで、その七十何パーセントは前任者と、あとはmomo太郎さん等のご協力があったことだと思います。具体的には地道に鈴子さんと協力しながら慣らして、一日に一本ホームページにあげて、あとは人づてを頼って、それを繰り返してきた成果ではないかと、そのように考えています。

○佐々木会長：鈴子さん何かコメントありませんか。

○鈴子委員：「人慣れしていない子だけ」と保健所から相談された場合、うちで預かって人慣れをさせたり、前任の方が結構色々なところに声をかけて成猫でもらってもらえたという話も聞きました。

最近では、ミルクボランティア等は私もお手伝いしているのですが、保健所さんと綿密に話をしながら進めているので、今年度もまた譲渡率が高くなるというふうに思っています。

○下机委員：今、お話の中で、預かって、慣れたら保健所が譲渡しますという仕組みですが、ボランティアさんに譲渡ではなく、預かりで所有権は保健所にあつたまま、動物を預けるってことは認めているのですか？

それを認めているのであれば、これはすごい大きな進展だと思います。所有権がどちらにあるかによって、医療費とかそういうのはまた別にして、ボランティアさんでやる方が多いと思うのです。

今までは、その人がそのまま飼うなら譲渡は可能ですが、その人は自分で実際は飼うわけではなくて、ミルクを飲ませて大きくしたり、人に慣らしたらその人の責任で譲渡していました。それを一歩超えて、保健所さんと協力して保健所の所有権のままやるのが問題ないのであれば大きな進展かなと思ったもので、確認させてください。

○佐藤主任：飼い主さんが分からない状態で捕獲・抑留したもので、公示期間に預かっていたかどうかというわけではなく、その後、飼い主さんが現れず譲渡に適したものと保健所が判断したものを一時的に預かっていた分にはこちらとしては特に問題はないと思っております。

○下机委員：所有権はあくまでも保健所ですか？そこの必要経費の負担については？

○佐藤主任：預かっていたら、1回保健所に戻していただく形になります。経費負担

については、現物支給のような形で保健所との相談になるかとは思いますが。

- 高橋課長：例えば狂犬病の疑いがあり経過観察期間をおいている、ブルセラ病の可能性がある等、人獣共通感染症のようなものが考えられるときは無理ですが、あとは今担当が言ったような定義でいいのではないかと思います。
- 佐々木会長：譲渡不適だとか、あるいはこの動物は譲渡適していてボランティアさんをお願いする等の判断ですが、これは保健所さんの判断でということですね。
- 佐藤主任：そうですね。県のほうで譲渡の実施要領を定めておきまして、沢山の項目をチェックしながら 1 人の担当だけではなく担当者複数人で判断をするような形で判定しております。
- 下机委員：それを、これから広報していただきたい。今、盛岡市で募集をしているような、推進ボランティアでなくても、一般の方の中でボランティアを出来るような取組みを実施し、そういった人材を増やすことが岩手全体のレベルアップにもなるので、ぜひそういう一時預かり等の募集を発信していただいて、岩手方式みたいなものを作っていくことができればよいと思います。あまり無理の無いところからスタートしていただいて、そうするともっと進むと思うし、引取りを無理にゼロにしないで、そういう道があると思うと担当の方もすごく気持ち楽に取り組めるような気がします。ですから是非お願いしたいと思います。

(4) 平成29年度の動物愛護管理推進事業について

- 事務局から資料4及び5に基づき説明した。

(5) その他

- 下机委員：東日本大震災のその後ですが、最近復興住宅が出来てきて、また新たな相談が増えております。復興住宅4階、5階建てですが、ペット可の復興住宅にお住まいの方でも、エレベーターが人用なので、動物を乗せてはいけないということになっているところもありまして、皆、高齢になってきているので、動物を抱っこして散歩に朝・晩階段を下りるといふことのつらさ等の相談が、ようやく復興住宅に入れた人から来ています。また、ようやく復興住宅の順番が来たと思っても、身近なところにペット可の復興住宅がない、町から遠い等、絶対数が足りないために、今になってペットを手放す方がいます。

行政に相談が来ているか分かりませんが、沿岸の方ですが、社会福祉協議会からの相談で、とにかく地元で探したけれども見つからないといった引き取り依頼が来ています。ですから、私たちがあんなつらい体験をして七年もかけて、こうやってようやく復興住宅に入れるにもかかわらずそのような状況です。私は県の土木関係の担当部局と何回も協議しましたが、とにかく人間優先なんです。

動物愛護や自然保護は、穿った見方かもしれないですが、どうしても軽んじられてい

る感じがします。これからの教訓を先に残すのであれば、復興住宅や仮設住宅等、1次避難所の動物の居場所の確保をすべきで、同時避難したとしても居場所がなければ、置き場所がなければ、仮設でも一緒にいるところが無ければ、何の為に一緒に引っ越したのか分からなくなる。そういう一貫したものがなければ、助けたことにならないのではないかと私は思っているのです、様々な場所で担当の皆さんぜひ声を出していただいて改善をして頂きたいと思います。

- 高橋課長：そこが多分今回のボランティア研修会のテーマの部分だと思いますし、我々被災を経験した県としてはきちんとまとめていかなければならない。昨年度、熊本であれだけ大きな地震がありましたが、同行避難についてあまり機能しなかった。

市町村の地域防災計画の中で、動物救護について考えるという中身になっているのですが、今は記載だけとなっている。そこに命を吹き込むということがテーマだと思います。宜しくお願い致します。

- 佐藤（れ）委員：この次に動物愛護センター検討のワーキンググループ会議がありますが、ワーキングメンバーになっていらっしゃる方の、率直なご意見があったら伺ってみたいと思っておりますが、いかがでしょうか？

- 佐々木会長：この後、ワーキンググループ会議があり、特にセンター設置について、もしご要望、ご意見とかありましたら忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。何かありませんか？

事務局より、次のワーキンググループ会議で話し合う内容の概要をご説明願えますか。

- 高橋課長：まず議事につきましては、選出はもちろんです、先ほど資料でご説明させていただいた設置の趣旨等をご説明させていただきながら、現在の本県の動物行政のスタッフは、皆さんご存知のとおり、ここにいる者が全てでございまして、このスタッフで全てをやっています。逆に言いますと、他県のような立派な施設はないのですが、皆さんに御協力をいただきながら、ここまで進んだという自負はあるわけです。

その現状についてまずはご説明させて頂きながら、平成26年に環境省が示したプロジェクトで「殺処分ゼロ」をうたい、全国の自治体がそこに向かっていくわけで、本県と致しましてそこに向かう為にはもう1つ起爆剤が必要なんだろうという趣旨でございます。そのあたりにつきまして、どうやったら進むのか、どういった方向で進んでいけばいいのかについて、皆様からご意見をいただきまして、動物愛護センターありきではなく、どうやったら進むのかというあたりをいろいろとご意見を頂きながら、行政の最初の宿題であります基本構想につなげていけたらと思っております。

- 佐々木会長：ハード面ソフト面とございますが、むしろそのソフト面の方でこういった機能が必要だといった御意見がございましたらお願いします。

- 新屋委員：少し否定的な意見を言って申し訳ないのですが、県の話や同じ訓練師の人の話を聞いて思うのですが、他の県とは比較しようがないんですが、岩手県だけで言えば、保健所で殺すのはゼロになっているけれども、例えば私の知り合いのところでも、「保

健所で殺したくないから預かってくれ」と言われて預かっているところも沢山あったり、例えばうちみたいなどころでも保健所に断られるからと言って持って行ってそのまま音信不通になることがあります。データ上ではゼロになっていても、いのちの会さん等、他のところにただ流れているだけなのではないかと思う時があります。

お金を掛けて犬を飼う、動物の事業をする人っていうのは、まず捨てることはしないのですが、特に地方に行けばいくほど、山の方に行けば行くほどお金も掛けないし、保健所で引き取ってくれないから、どこか行っちゃったと言う人もいます。どこに言ったんですかと聞いても分からないと答える。捨てたのかな、としか分からない。そういう現状が結構見えるような気がします。

あとは、さっきの猫の話もそうですが、産まれたけれど、どこに行ったか分からない。保健所に持って行ったら断られたと言う。ただ、犬に関しては保健所では殺していないけれど、どこか別の民間の施設で、お金取っている取っていないにかかわらず、そちらでただ引き取っているだけで、どうするんだろうと思う時があります。

○吉川委員：当会は、今はだいぶ縮小されていて、せいぜい会員は 20 名程度です。

老人保健施設のふれあい活動を実施しております。

ただ、地域としてやはり先ほどお話しがありました猫の問題があります。猫に餌をやっている人がいて、私もその地区の区長もやっているのですが、私にいろいろ意見が寄せられてもどうにもならないんですよ。ですから、隣近所でちょっと注意してくれませんかと言うのですが、なかなか注意できないと。だから町内会で集まってもまだそこまではみんな理解してくれないんですね。

あともう 1 つは、以前ボランティアをやったことがあるのですが、あそこで動物虐待みたいなのがあるとか、あとは散歩中のマナーの問題もあります。その時に思ったのは、私の住んでいる町にはポイ捨て条例の云々っていうのがありますが、直接注意といっても、実際にやっている現場を見つけないと言えないんですよ。通報者に対して恩恵みたいなものがあれば皆もう少し協力してくれるのかなと思っています。そういうこともワーキンググループの中で話題にしていだければと思っています。

○小倉委員：資料の 4 で動物愛護センターが岩手にできるって聞いたのですが、さっき設置ありきじゃないという話だったので、変な話、安心しました。

久慈市、洋野町、野田村、久慈広域は愛護センターが出来てしまうと、ますます中央と温度差が出来てしまう。まだ沿岸は、愛護のレベルにっていないのです。

ましてや、この前、久慈の方で、市町村代表の方や、保健所、獣医師会の方々の話でも出たのですが、久慈は青森県との県境なので、八戸市や南郷村から、久慈、洋野町の方に犬を捨てに来るのが結構あります。

その年によって、雑種に限らず、猟犬がやたら多い年もあれば、ブリーダーなのか、いわゆる血統書付、純血種が大量に放置されたりする。盛岡とはまた違う、県境だからなのか特有の問題がある気がするので、これはどうしたらいいのかなと思っています。

まだ沿岸は愛護のレベルには程遠いので、これをどうやって高めていくかが、私たちの問題というか、これからの課題だとは思っています。

- 山下委員：小倉委員さんが、沿岸、県北のことについてお話して下さったことに、本当に賛同いたします。わんこの会で先日、青森県の動物愛護センターを視察して参りました。やはり施設もすばらしいですし、職員さんたちの活動も一生懸命やられている姿を見て、本当にすごいなあと思って感動して帰ってきたのですが、それを岩手にそのまま持ってきてやるのは出来るのかなど。参考にはできるのですが、やはり今の県北・沿岸の状況をみると難しいのかなという風に感じました。

ただ、殺処分等を食い止めることが出来るのであればセンターの設置の方にも前向きに協力していきたいと思えますし、もちろん行政の皆さんともこれからも協力していきたいと思っております。宜しくお願い致します。

- 福岡委員：愛護とは何なのか、ただ可愛くて餌をあげるのが愛護なのか、守っていく為に何をしなくてはいけないのかということも、うまく伝えていけたらと思います。

愛護センターについてですが、飼いたい人が相談に来るシステムがあって、もし「この人依存しそうだ」というのがピンと来たらお医者さんや医療関係の精神課の医師に相談する等、そういう体制はいかがかなと思いました。本日参加して命の大切さをすごく感じました。

- 高橋委員：当ペットショップで、愛護に関して協力出来る事としては、「猫が生まれたんですがどうすればいいですか」といった相談が圧倒的に多いです。保健所さんというと「殺されちゃうんでしょ」と言ってくるわけです。ただうちとしてお預かりするわけにはいかないので、掲示板を設けまして、お客様同士の直接の御連絡っていうことで「おかげさまで決まりました」というのはあります。

販売に関しては「産まれた子供をどうしたらいいんですか」とってくることはまずありません。というのは、売る時点で、去勢または避妊をお勧めしておりましたし、可愛いからみなさん子どもをとってみたいっていうお話は受けるのですが、産まれた子をどうするのかということと、今、動物愛護法が厳しくなってきましたので、資格がなければ売買できませんと法律でなっているわけです。そのことをお話しすれば、お客様は一応納得します。問題は猫で、安易に餌をやっていて、要するに餌をあげている方は可愛がっていると思っているというのがあります。

話は変わるのですが、今の時期、すずめの子どもをつかまえてきたという相談が来るのですが、一般の方々がその法律をまだよく分かっていらっしゃらないっていう部分があるので、それは県、または国もそうですが、一般の皆様にご理解出来る様に広報していただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

4 閉会